

第88回定時株主総会

招集ご通知

開催
日時

2020年5月25日（月曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催
場所

神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20
川崎市産業振興会館1階ホール

議案

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

議決権行使期限

2020年5月22日（金曜日）午後6時まで

株式会社さいか屋

証券コード：8254

証券コード 8254
2020年5月8日

株 主 各 位

川崎市川崎区日進町1番地
株式会社さいか屋
取締役社長兼 岡 本 洋 三
社長執行役員

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日はできるだけご出席を自粛いただき、書面による議決権の行使をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月22日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年5月25日（月曜日）午前10時
(受付開始午前9時30分)
2. 場 所 神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20
川崎市産業振興会館 1階ホール
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第88期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第88期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saikaya.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saikaya.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえて、株主様の安全確保および感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染拡大防止対策をお願い申し上げます。**

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、海外経済の減速から輸出が引き続き弱含んでいるものの、各種政策の効果もあって緩やかな回復基調にあります。一方、個人消費については、総じてみれば持ち直しているものの、昨年10月の消費税率引き上げに加え、台風や暖冬の影響により足許では落ち込みが目立っております。先行きについては、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。

百貨店業界におきましては、大型台風や記録的な暖冬などの天候要因、10月の消費税増税に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい状況が続いております。

このような厳しい環境下において、当社におきましては、今年度は3カ年の中期経営計画の最終年度にあたり、「営業力の強化」、「CS徹底の推進」、「財務基盤の強化」の3つの基本戦略を推進するとともに、2019年10月10日付「2020年2月期計画の進捗について」にて公表しました各施策の実現に全社を挙げて取り組み、業績の向上をめざしてまいりました。

「営業力の強化」におきましては、店舗営業では「店頭販売力の強化」、「食品強化によるデイリーユース商材の拡大」を継続的に推進し、藤沢店では、「スキヤパ」をはじめとしたレディス・メンズのアパレルショップのほか、フラワーショップ「モンソーフルール」、「ネイルズユニーク」、「資生堂ビューティサロン」、「京菓子處 鼓月」を導入。横須賀店では、多彩な講座を持ち横須賀地域で多くの会員をもつカルチャースクールを導入しました。また外商部門では、外商顧客様に限定し「さいか屋カードポイント付与率アップ」を実施、藤沢店・横須賀店に「外商サロン」をオープンするなど外商顧客様へのサービス向上をはかるとともに、外商顧客様をはじめとした上得意様をお招きする「スペシャルインビテーション」を開催するなど、外商顧客様のロイヤリティ向上に努め、顧客接点の拡大に伴う売上高増に取り組みました。また、EC部門におきましては、中元・歳暮ギフトのECサイトのデザインを刷新するなど、お買物しやすいECサイト構築をおこないました。

上記施策に取り組み、横須賀店で入店客数が前年を上回るなど、一部にその施策効果がでてきておりますが、低温多雨、長梅雨、記録的な暖冬などの影響による衣料品の不振や台風19号の影響による臨時休業などといった天候要因、10月の消費税増税の影響により、当社全体では、全店舗で予測した売上高を下回る結果となりました。

一方、「財務基盤の強化」における主要施策である「経費削減策」について、今年度の期初より実施してきた施策のほか、新たな施策を追加し経費削減効果の上積みをはかった結果、経

費全体では計画内の着地となりました。

「CS徹底の推進」におきましては、従来から推進しているCSプロジェクトを全社一丸となって継続的に取り組みました。

以上のような施策を積極的に展開いたしましたが、上記の低温多雨、長梅雨、記録的な暖冬などの影響による衣料品の不振や台風19号の影響による臨時休業などといった天候要因、10月の消費税増税の影響などにより、当連結会計年度の連結業績に関しましては、売上高は18,431百万円（前連結会計年度比95.1%）、営業損失は18百万円（前連結会計年度は営業損失34百万円）、経常損失は130百万円（前連結会計年度は経常損失157百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は130百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失145百万円）となりました。

セグメントの業績については、当社グループは百貨店業の単一セグメントのため、記載しておりません。

なお、当社の店別売上高及び商品別売上高は次のとおりであります。

店別売上高

店 別	金 額	構 成 比	前 期 比
藤 沢 店	10,327 百万円	57.8 %	95.4 %
横 須 賀 店	6,585	36.9	93.8
川 崎 店	924	5.2	97.1
町 田 ジ ョ ル ナ 店 (直 営 部 門)	13	0.1	31.3
計	17,850	100.0	94.8

注記 上記のほかに、テナント等の諸収入5億7千2百万円があり、売上高及び諸収入の合計額は184億2千2百万円（前期比95.1%）であります。

商品別売上高

商 品 別	金 額	構 成 比	前 期 比
衣 料 品	4,558 百万円	25.5 %	94.4 %
身 回 品	1,714	9.6	94.8
雑 貨	2,819	15.8	88.1
家 庭 用 品	439	2.5	94.4
食 料 品	7,362	41.3	97.5
食 堂 ・ 喫 茶	434	2.4	92.7
そ の 他	520	2.9	102.6
計	17,850	100.0	94.8

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は5億9千6百万円で、その主なものは建物の維持管理及び百貨店業の改装工事等の投資であります。これらの資金は、自己資金によりまかなっております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 85 期 (2016年度)	第 86 期 (2017年度)	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (当連結会計年度) (2019年度)
売上高 (百万円)	21,060	19,855	19,384	18,431
経常利益 (△損失) (百万円)	△202	△124	△157	△130
親会社株主に帰属する当期純利益 (△純損失) (百万円)	△185	△125	△145	△130
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△5.94	△40.14	△46.48	△41.97
総資産 (百万円)	12,856	11,958	11,505	11,457
純資産 (百万円)	1,739	1,548	1,393	1,236
1株当たり純資産額 (円)	31.97	258.74	208.87	158.74

注記 1. 1株当たり当期純利益 (△純損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 85 期 (2016年度)	第 86 期 (2017年度)	第 87 期 (2018年度)	第 88 期 (当期) (2019年度)
売上高 (百万円)	20,618	19,306	18,832	17,850
テナント及び 手数料収入 (百万円)	405	528	540	572
当期純利益 (△純損失) (百万円)	△206	△137	△144	△110
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△6.63	△43.99	△46.43	△35.44
総資産 (百万円)	12,374	11,450	11,022	11,017
純資産 (百万円)	1,597	1,395	1,239	1,103

注記 1株当たり当期純利益 (△純損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式数を控除した株式数) により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
アルファトレンド株式会社	20	100	時計・宝石・貴金属製品卸売業
株式会社さいか屋友の会	20	100	前払式特定取引業

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済情勢につきましては、昨年10月の消費税増税の影響や、新型コロナウイルス感染症の内外経済に与える影響の長期化や拡大が懸念され、引き続き予断を許さない状況です。

このような状況の中、当社グループは、企業ビジョン「いつ行っても欲しいものがあり、いつ行っても気持ちよく買物ができ、また行ってみたいと思っただけの百貨店」の実現に向け、前連結会計年度に引き続き店頭販売力の強化、食品強化によるデイリーユース商材の拡大、EC部門の活性化、外商関係施策の強化等の営業施策を継続的に推進し、その効果を拡大してまいります。

財務基盤の強化における主要施策である経費削減策につきましては、前年度に実施した各施策が今年度は通期で寄与します。また前年度に加えて、新たなコスト削減施策の実施、要員配置の見直し、宣伝費・販売費の効果的な運用策の実施等に取り組んでまいります。

更に業績が低迷している横須賀店の抜本的な見直しを検討するなど、業績の改善策を全社一丸となって進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年2月29日現在)

事業内容	主要業務
百貨店業	衣料品、食料品、雑貨、身回品、家庭用品等の販売
時計・宝石・貴金属製品の卸売業	時計・宝石・貴金属製品の納入

(6) 主要な営業所 (2020年2月29日現在)

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎店	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
横須賀店	神奈川県横須賀市大滝町一丁目13番地
藤沢店	神奈川県藤沢市藤沢555番地
町田ジョルナ店	東京都町田市原町田六丁目6番14号

② 主要な子会社の事業所

名称	所在地
アルファトレンド株式会社	神奈川県横須賀市大滝町一丁目9番地
株式会社さいか屋友の会	神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

(7) 使用人の状況 (2020年2月29日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
211 名	△10 名

注記 1.使用人数には、グループ外への出向者(3名)は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー293名がおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
202 名	△10 名	44.9 歳	19.9 年

注記 1.使用人数には出向者(3名)は含まれておりません。
2.使用人のほかに、契約社員及びパートタイマー281名がおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年2月29日現在)

当社の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	4,290 百万円
株式会社三井住友銀行	774
三井住友信託銀行株式会社	515

注記 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年2月29日現在）

① 発行可能株式総数

普通株式	6,000,000株
A種優先株式	1,500,000株

② 発行済株式の総数

普通株式	3,135,314株
A種優先株式	1,483,036株

③ 株主数

普通株式	2,767名
A種優先株式	1名

④ 大株主（上位10名）

イ. 普通株式

株主名	所有株式数	持株比率
浅山忠彦	650千株	20.86%
京浜急行電鉄株式会社	463	14.85
さいか屋取引先持株会	275	8.83
株式会社横浜銀行	133	4.29
宝天大同	101	3.27
山田紘一郎	79	2.54
株式会社SBI証券	59	1.89
焦和平	42	1.35
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	31	1.02
株式会社デザインアートセンター	31	1.01

注記 持株比率は自己株式（15,402株）を控除して計算しております。

ロ. A種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社横浜銀行	1,483千株	100.00%

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

(2020年2月29日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長兼社長執行役員	岡 本 洋 三	
取締役専務執行役員	伊 藤 達 哉	営業本部長兼MD統括部長兼営業企画部長
取締役専務執行役員	宗 廣 利 文	企画開発本部長
取締役常務執行役員	堀 江 肇	財務本部長兼経理部長
取 締 役	市 川 昭 司	
取 締 役	高 橋 理一郎	R & G横浜法律事務所代表パートナー 株式会社サンオータス社外取締役
取 締 役	須 賀 一 也	須賀公認会計士事務所代表 監査法人ネクスティ代表社員
常 勤 監 査 役	稲 毛 悟	
監 査 役	原 光 宏	株式会社横浜銀行常勤監査役
監 査 役	森 勇	コモンズ綜合法律事務所弁護士 東洋水産株式会社社外監査役

- 注記 1. 取締役市川昭司、高橋理一郎及び須賀一也の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役原光宏及び森勇の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原光宏氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役高橋理一郎、須賀一也並びに監査役森勇の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び担当
古 性 武 志	2019年5月27日	任期満了	取締役常務執行役員

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、2016年5月24日開催の第84回定時株主総会で定款を変更し、各取締役(業務執行取締役であるものを除く)ならびに各監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 （うち社外取締役）	8 名 (3)	37 百万円 (7)
監 （うち社外監査役）	3 (2)	10 (4)
合 （うち社外役員）	11 (5)	47 (11)

- 注記 1. 上記には2019年5月27日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役報酬及び監査役報酬の限度額は、1988年5月26日開催の定時株主総会において取締役15,000千円（月額）、監査役1,500千円（月額）と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役市川昭司氏は、他の法人等の重要な兼職はございません。
- ・取締役高橋理一郎氏は、R & G横浜法律事務所代表パートナー、株式会社サンオータスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と同事務所および同社との間には特別な関係はございません。
- ・取締役須賀一也氏は、須賀公認会計士事務所代表、監査法人ネクスティの代表社員を兼務しております。なお、当社と各社との間には特別な関係はございません。
- ・監査役原光宏氏は、株式会社横浜銀行の常勤監査役を兼務しております。なお、株式会社横浜銀行は当社の議決権を4.31%保有する大株主であり、当社は株式会社横浜銀行より融資を受けております。
- ・監査役森勇氏は、コモンズ綜合法律事務所の弁護士であります。当社は、同事務所に所属する別の弁護士と顧問契約を締結しております。
また、同氏は東洋水産株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席ならびに発言状況

取締役市川昭司氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち11回に出席し、百貨店業等の豊富な経験と幅広い見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

取締役高橋理一郎氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回すべてに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

取締役須賀一也氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回すべてに出席しており、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

監査役原光宏氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回、また、監査役会には13回のうち13回すべてに出席しており、主に出身分野である銀行業務を通じて培った専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

監査役森勇氏は、当事業年度において開催された取締役会12回のうち12回、また、監査役会には13回のうち13回すべてに出席しており、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会・監査役会の意思決定について適切で様々な助言・提言をおこなっております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

・EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に対する報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額		27	百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬の額		-	
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額		27	

注記 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

<解任>

1. 監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。
2. 監査法人である会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容について検討し、解任することが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定をおこないます。

<不再任>

1. 監査法人である会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、その他総合的な監査能力等の観点から監査を適切に遂行することが困難と判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を検討し、再任しないことが妥当と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定をおこないます。
- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

I. 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役会規程に定める決議事項を審議・決議する機関であり、取締役会の中に社外取締役3名と社外監査役2名を継続選任することにより、取締役会の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持、向上をはかっております。
 - ② 取締役会で、コンプライアンスの定義・必要性・体制、遵守すべき項目等について記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底をおこなっております。
 - ③ 企画開発本部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなうとともに、「経営会議」では、コンプライアンスに関する重要事項について、協議及び決定をおこなっております。
 - ④ コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が、コンプライアンス担当部署や外部相談窓口へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス担当部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じております。
 - ⑤ 内部監査部署は執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理するとともに、取締役、監査役等が必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態で保管管理しております。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会で「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めており、会社のリスクを識別・分析し必要な対応策を実行することにより事前防止を図るとともに、リスク発生時における体制や再発防止策の策定等について定めております。
 - ② 取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
 - ③ 内部監査部署は、リスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
 - ① 業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を制定しております。
 - ② 代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を設置しております。
 - ③ 取締役会及び経営会議において業績ほか、主要事項の進捗管理をおこなっております。
 - ④ 経営会議による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定をおこなっております。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 当社は子会社管理規程を制定し、当該規程に基づき子会社における業務の適正を確保いたしております。

- イ. 子会社はすべて取締役会設置会社となっており、当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視する体制となっており、子会社の業務の状況等は毎月当社の役職員が出席する子会社取締役会の中で報告されております。
- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 取締役会で制定した「リスク管理規程」を当社及び子会社共通の規程として定めております。
- イ. 当社の取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて子会社のリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定をおこなっております。
- ウ. 内部監査部署は、子会社のリスク管理体制等の有効性及び適切性について監査をおこなっております。
- ③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
- ア. 子会社は、取締役等の職務の執行を効率的におこなうための必要な規程類を整備しております。
- イ. 子会社取締役会の中では、規程類に基づき子会社の業績ほか、主要事項の進捗管理等について報告することとしております。
- ④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 子会社全役職員に対し当社及び子会社共通の「コンプライアンス・マニュアル」を配付し法令遵守の徹底をおこなっております。
- イ. 当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により、その目的及び窓口、通報方法が子会社全役職員に周知されております。
6. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社及び子会社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定しております。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を配置します。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事異動、懲戒等に関しては監査役の事前の同意を得ることとします。また取締役の指揮命令下に属さないものとし独立性を確保します。
9. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査役が必要とした場合の使用人は専任の従業員とし、監査役の職務を補助する人材を配置します。
10. 当社の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
当社の取締役及び使用人は、法律の定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、コンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
 - ② 当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、当社のコンプライアンス担当部署を通じ当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
11. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の全役職員については、「コンプライアンスに関する通報規程」等により当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことと定めております。
12. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役からの請求に基づき、会社法第388条の定めにしたがい、必要な費用を支払うこととしております。

1 3. その他当社の監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ① 監査役会または監査役は、代表取締役等と定期的に会合をもち、取締役の経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、監査法人とも同様に積極的な意見交換をおこなうとともに、内部監査部署とも連携をはかることとしております。
- ② 監査役は、その他の取締役及び使用人とも必要に応じて会合を持つなど、監査環境の整備をおこなっております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

原則として月1回定例取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議をおこなうほか、代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を月2回開催し、経営体制や事業構造の改革等のテーマについて審議し取締役会の意思決定を補完しております。

② リスク管理体制について

リスク管理委員会を月1回開催し、グループ全体のリスクの発生状況について報告をおこなうとともに、その対策について検討をおこない、必要に応じた対応を実施いたしております。

③ コンプライアンス体制について

法令及び定款を遵守するため、コンプライアンス委員会を月1回開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議をおこなっております。また経営会議では、コンプライアンスに関する重要事項について協議及び決定をおこなっており、取締役会に定期的に報告をおこなっております。

また、当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により内部通報の窓口を設置し、その目的及び窓口、通報方法を社内に掲示し、相談・通報を受け付けております。また「コンプライアンス・マニュアル」を定期的に改訂し、子会社を含めた全役員に配付し、法令遵守の徹底をおこなっております。

④ 内部監査の実施状況について

内部監査室が、取締役会で承認を受けた内部監査計画に基づき、当社及び子会社において定期監査及び臨時監査を適時実施し、代表取締役及び取締役会に報告をおこなっております。

⑤ 監査役の職務の執行について

監査役の監査体制につきましては、月1回監査役会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告をおこなうとともに、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、監査役会等を通じて社外監査役との情報共有をおこなっております。

監査役は内部監査部門と監査計画策定、内部監査結果、その他問題点に関する情報交換・意見交換を随時おこなうとともに、実地調査をおこなっております。

また、社外取締役と監査役は定期的に情報共有や意見交換をおこなっております。

本事業報告に記載の百万円単位の金額並びに千株単位の株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表
(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 合 計	11,457,540	負 債 合 計	10,220,753
流 動 資 産	1,920,835	流 動 負 債	4,385,818
現金及び預金	681,769	支払手形及び買掛金	1,413,703
受取手形及び売掛金	486,825	短期借入金	898,140
商 品	531,409	未払法人税等	16,571
貯 蔵 品	36,995	商 品 券	640,858
未 収 入 金	111,479	賞 与 引 当 金	18,518
そ の 他	72,355	商品券回収損引当金	631,836
		ポ イ ン ト 引 当 金	36,767
		そ の 他	729,423
固 定 資 産	9,536,705	固 定 負 債	5,834,934
有 形 固 定 資 産	8,053,067	長期借入金	5,062,790
建物及び設備	3,449,997	退職給付に係る負債	419,136
土 地	4,563,572	資産除去債務	157,549
リ ー ス 資 産	20,314	繰 延 税 金 負 債	124,247
そ の 他	19,182	そ の 他	71,211
無 形 固 定 資 産	10,345		
そ の 他	10,345	純 資 産 合 計	1,236,787
投資その他の資産	1,473,292	株 主 資 本	1,222,122
投資有価証券	311,626	資 本 金	1,945,290
破産更生債権等	12,647	資 本 剰 余 金	1,637,078
敷金・差入保証金	979,788	利 益 剰 余 金	△2,317,168
建設協力金	61,970	自 己 株 式	△43,079
長期前払費用	119,429	その他の包括利益累計額	14,665
貸倒引当金	△12,170	その他有価証券評価差額金	14,665
資 産 合 計	11,457,540	負債・純資産合計	11,457,540

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
 (自 2019年3月1日)
 (至 2020年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,431,096
売 上 原 価	14,511,645
売 上 総 利 益	3,919,451
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,938,275
営 業 損 失	18,824
営 業 外 収 益	20,480
受 取 利 息	295
受 取 配 当 金	4,065
雑 収 入	4,938
受 取 保 険 金	11,181
営 業 外 費 用	132,170
支 払 利 息	117,981
雑 損 失	14,189
経 常 損 失	130,514
特 別 損 失	2,716
固 定 資 産 除 却 損	2,297
投 資 有 価 証 券 評 価 損	273
減 損 損 失	145
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	133,230
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,901
法 人 税 等 調 整 額	△8,175
当 期 純 損 失	130,957
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	130,957

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年3月1日
至 2020年2月29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,945,290	1,637,078	△2,186,211	△42,985	1,353,172
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△130,957		△130,957
自己株式の取得				△93	△93
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△130,957	△93	△131,050
当 期 末 残 高	1,945,290	1,637,078	△2,317,168	△43,079	1,222,122

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	40,077	40,077	1,393,250
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失		—	△130,957
自己株式の取得		—	△93
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△25,411	△25,411	△25,411
当 期 変 動 額 合 計	△25,411	△25,411	△156,462
当 期 末 残 高	14,665	14,665	1,236,787

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月13日

株式会社さいか屋
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯畑 史朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さいか屋の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さいか屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年2月29日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産合計	11,017,813	負債合計	9,914,138
流動資産	1,631,357	流動負債	4,100,480
現金及び預金	546,446	買掛金	1,374,968
売掛金	486,669	短期借入金	898,140
商貯蔵品	364,824	未払金	550
前払費用	35,807	未払法人税等	16,372
未収金	31,644	未払費用	211,621
その他	125,887	前払品受り金	496,679
	40,077	預り金	192,451
		賞与引当金	187,545
固定資産	9,386,456	商品券回収引当金	17,825
有形固定資産	8,049,868	ポインツの引当金	631,836
建物	2,016,976		36,767
建設備品	1,430,423		35,722
器具及び備品	18,580	固定負債	5,813,658
土地	4,563,572	長期借入金	5,062,790
リース資産	20,314	預り敷金	41,033
		預り保証金	29,291
無形固定資産	10,345	退職給付引当金	397,859
商標	266	一時借入金	886
ソフトウェア	9,454	資産除去債務	157,549
電話施設利用権	2	繰延税金負債	124,247
無形リース資産	621		
		純資産合計	1,103,674
投資その他の資産	1,326,242	株主資本	1,089,009
投資有価証券	305,049	資本剰余金	1,945,290
関係会社株	26,077	資本剰余金	1,610,101
破産更生債権	12,647	資本準備金	969,469
敷入金	159,700	その他資本剰余金	640,632
差入保証金	653,537	利益剰余金	△2,423,303
長期前払費用	119,429	その他利益剰余金	△2,423,303
建設協力金	61,970	固定資産圧縮積立金	228,508
貸倒引当金	△12,170	繰越利益剰余金	△2,651,812
		自己株式	△43,079
		評価・換算差額等	14,665
		その他有価証券評価差額金	14,665
資産合計	11,017,813	負債・純資産合計	11,017,813

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
(自 2019年 3月 1日)
(至 2020年 2月 29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,850,314
テナント及び手数料収入	572,136
売 上 原 価	14,436,054
テナント収入原価	191,823
売 上 総 利 益	3,794,572
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,792,317
営 業 利 益	2,254
営 業 外 収 益	18,457
受取利息及び配当金	4,239
雑収入	3,036
受取保険金	11,181
営 業 外 費 用	131,873
支払利息	117,981
雑損失	13,892
経 常 損 失	111,161
特 別 損 失	2,716
固定資産除却損	2,297
投資有価証券評価損	273
減損損失	145
税 引 前 当 期 純 損 失	113,878
法人税、住民税及び事業税	4,869
法人税等調整額	△8,175
当 期 純 損 失	110,571

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(自 2019年3月1日
至 2020年2月29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	244,692	△2,557,424
当 期 変 動 額						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				—	△16,183	16,183
当 期 純 損 失				—		△110,571
自 己 株 式 の 取 得				—		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				—		
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△16,183	△94,388
当 期 末 残 高	1,945,290	969,469	640,632	1,610,101	228,508	△2,651,812

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金 計	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額	
	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	△2,312,731	△42,985	1,199,674	40,077	1,239,751
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—		—
当 期 純 損 失	△110,571		△110,571		△110,571
自 己 株 式 の 取 得	—	△93	△93		△93
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—		—	△25,411	△25,411
当 期 変 動 額 合 計	△110,571	△93	△110,665	△25,411	△136,077
当 期 末 残 高	△2,423,303	△43,079	1,089,009	14,665	1,103,674

注記 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年4月13日

株式会社さいか屋
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯畑 史朗 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 垂井 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さいか屋の2019年3月1日から2020年2月29日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を『監査に関する品質管理基準』（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月13日

株式会社さいか屋 監査役会

常勤監査役 稲毛 悟 ㊟
 監査役 原 光 宏 ㊟
 監査役 森 勇 ㊟

(注) 監査役原光宏及び森勇は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役岡本洋三、伊藤達哉、宗廣利文、堀江肇、市川昭司、高橋理一郎、須賀一也の7氏は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	<p>おがもと よう ぞう 岡 本 洋 三 (1962年9月15日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社</p> <p>1997年2月 当社入社</p> <p>2002年5月 同取締役横須賀店副店長</p> <p>2004年3月 同取締役藤沢店長</p> <p>2009年5月 同理事藤沢店長</p> <p>2010年3月 同専務執行役員 営業推進本部長</p> <p>2010年3月 同取締役社長兼社長執行役員 営業推進本部長</p> <p>2016年9月 同取締役社長兼社長執行役員 営業本部長 MD企画計画部長</p> <p>2017年4月 同取締役社長兼社長執行役員 営業本部長兼 商品統括部長兼MD企画計画部長</p> <p>2017年5月 同取締役社長兼社長執行役員 営業本部長兼 商品統括部長</p> <p>2018年5月 同取締役社長兼社長執行役員 (現任)</p>	4,900株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>これまで当社の取締役社長として経営を培ってきた実績と経営全般における豊富な見識や職務経験により、当社の営業力の強化及び取締役会のさらなる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
2	い で よう いち ろう 井 出 陽 一 郎 (1952年3月22日生) 新任	1974年4月 株式会社松坂屋入社 2007年3月 同理事銀座店長 2008年5月 同執行役員MD統括部長 2009年9月 J・フロントリテイリング株式会社執行役員 MD推進部長 2010年3月 株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員MD推進 部長 2012年5月 日本百貨店協会専務理事 2017年5月 株式会社エーエフシー取締役 2017年9月 同専務取締役(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 これまで百貨店事業会社におけるMD戦略の推進役として手腕を発揮するとともに、2012年5月から日本百貨店協会専務理事を歴任し、百貨店業界の多岐に亘る事業分野を管掌しており、当社の事業全般に関して幅広い経験と知見を有しております。全てのステークホルダーを意識しながら業務を行えることが、当社の企業価値向上と持続的成長に繋がると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
3	たむら しげき 田村茂樹 (1968年2月21日生) 新任	1997年8月 日本電極株式会社入社 2002年12月 株式会社アムスライフサイエンス(現株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス)入社 2005年11月 同取締役管理本部管掌 2017年11月 同常務取締役管理本部管掌(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 上場会社において財務、内部監査、M&Aなどの高い専門性と豊富な業務経験を有しており、企業体質改善に向けた当社取締役会の機能強化に資すると判断し、取締役候補といたしました。			
4	むら た こうじ 村田功治 (1968年7月23日生) 新任	1991年4月 株式会社日本興業銀行入行 2008年8月 株式会社横浜銀行入行 2011年5月 同融資部経営サポート室長 2014年7月 同経営管理部資産査定室長 2017年4月 同融資部オートコールセンター長 2018年9月 株式会社東日本銀行へ出向 同融資部資産査定室長(現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 これまでの金融機関での業務経験により、業務執行に関する豊富な経験を有しており、当社の取締役会のさらなる機能強化に資すると判断し、取締役候補といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
5	たか はし り いち ろう 高橋理一郎 (1947年10月17日生) 再任	1977年4月 横浜(現神奈川県)弁護士会入会 1980年11月 横浜総合法律事務所設立、同代表弁護士 2006年6月 株式会社ベクトル社外監査役 2014年1月 R & G横浜法律事務所代表パートナー(現任) 2015年5月 当社社外取締役(現任) 2015年7月 株式会社サンオータス社外取締役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会に反映していただくためであります。			
6	す が かず や 須賀一也 (1957年2月12日生) 再任	1980年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1984年3月 公認会計士開業登録 1992年10月 須賀公認会計士事務所代表(現任) 2000年4月 監査法人ネクスティ代表社員(現任) 2015年5月 当社社外取締役(現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会に反映していただくためであります。			

- 注記
1. 高橋理一郎、須賀一也の両氏は、社外取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 高橋理一郎氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
 4. 須賀一也氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。
 5. 当社は高橋理一郎、須賀一也の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 6. 当社は、高橋理一郎、須賀一也の両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役稲毛悟氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
いなげ さとる 稲毛 悟 (1956年3月1日生) 再任	1974年4月 当社入社	2,300株
	2009年9月 同内部監査室兼経理部 グループマネージャー	
	2010年3月 同経理部グループ長	
	2014年4月 同経理部部長代理	
	2015年5月 同補欠監査役	
	2016年5月 同常勤監査役(現任)	
【監査役候補者とした理由】 当社の経理部門での実務経験が豊富であり、専門的見識を踏まえた妥当性や適正性の見地から、監査役として適任と判断しました。		

- 注記 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は稲毛悟氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、土肥達也氏は第2号議案が承認された場合に選任される稲毛悟氏の補欠、磯崎実生氏は社外監査役2名の補欠であります。

なお、本議案の提出にあたっては、監査役会の同意を得ております。

また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
1	ど い たつ や 土 肥 達 也 (1962年7月16日生)	1985年4月 当社入社 2010年3月 同経理部マネージャー 2010年12月 同内部監査室マネージャー 2012年8月 同総務部グループ長 2016年6月 同内部監査室グループ長 2018年2月 同内部監査室長(現任) 2018年5月 同補欠監査役(現任)	300株
<p>【補欠監査役候補者とした理由】 当社の監査部門での実務経験が豊富であり、専門的見識を踏まえた妥当性や適正性の見地から、補欠監査役として適任と判断しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式の数
2	いそ ざき じつ き 磯崎実生 (1968年11月14日生)	1990年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1994年3月 公認会計士登録 2006年6月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 2019年5月 イーサップ経営研究所代表（現任） 2019年5月 当社補欠監査役（現任） 2019年6月 株式会社パピレス社外取締役（現任） 2019年12月 ニフティライフスタイル株式会社社外監査役（現任）	0株
【補欠社外監査役候補者とした理由】 公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の取締役会および監査役会に反映していただけると判断したためです。			

- 注記
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 土肥達也氏が当社の監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
 3. 磯崎実生氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
 4. 磯崎実生氏が、当社の監査役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。
 5. 磯崎実生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考)

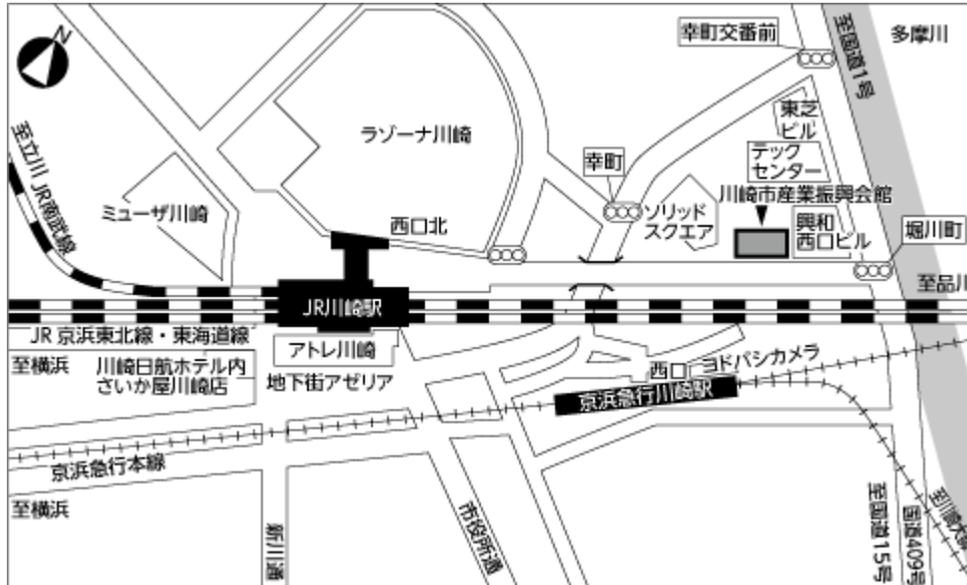
「当社の社外取締役選任方針」

1. 社外取締役の役割ならびに選任について
当社が求める社外取締役の役割は、経営監視機能の強化と取締役の職務執行に対する取締役会の監督・助言・提言により、コーポレートガバナンスの強化を図り、グループの企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を目指すことにあります。
なお、その選任にあたりましては、会社法に準拠した上で、以下の適性を考慮し、総合的に判断しております。
 - ① 社外取締役候補者は人格、見識に優れた人材であること
 - ② 社外取締役候補者は、会社経営、法曹、行政、会計、教育などの分野で指導的役割を務めた者又は政策決定レベルの経験を有する者であること
 - ③ 社外取締役候補者は、社会、経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を有する者であること
 - ④ 社外取締役候補者は、取締役会等の会議において、率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性を有するものであること
 2. 社外取締役の独立性について
当社の社外取締役が、当社の一般株主との間に利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれかに該当するものであってはならない
 - ① 当社グループを主要な取引先とする者
 - ② 当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - ③ 当社グループの主要な取引先である者
 - ④ 当社グループの主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
 - ⑥ 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと
 - ⑦ 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと
 - ⑧ 当社グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
 - ⑨ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者
 - ⑩ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
 - ⑪ 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - ⑫ 上記①～⑪に過去3年間に於いて該当していた者
 - ⑬ 上記①～⑪に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
 - ⑭ 当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内の親族
- (注) 1 ①及び②において、「当社の主要な取引先とする者（又は会社）」とは、「直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（又は会社）」をいう。
- 2 ③及び④において、「当社の主要な取引先である者（又は会社）」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社におこなっている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（又は会社）」をいう。
- 3 ⑤、⑧、⑨及び⑩において、「一定額」とは「年間1,000万円」であることをいう。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県川崎市幸区堀川町66番地20
川崎市産業振興会館 1階ホール



※ 当会場には駐車場のご用意がございませんので、お越しの際は、電車、バスをご利用ください。

JR川崎駅から徒歩8分、京浜急行京急川崎駅から徒歩7分。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。